

## 「消費者基本計画工程表」素案に関する意見

2021年4月28日

東京都生活協同組合連合会

	施策番号	ページ	意見
1	(全体) 工程表の表示形式について	—	<p>今回、施策概要に、取り組んだ進捗状況について、詳細が記載され、取り組み内容自体は理解しやすくなりました。しかし、各施策の【今後の取組予定】に5カ年の年度表示（令和3年度～7年度以降）がありますが、ほとんどの項目が、数年単位でのまとめとなっているため、各年度単位でどのように取組むのかが、よくわかりません。年度単位で見直している工程表の策定は、各取り組み内容を年度ごとに記述してください。</p> <p>また、昨年度、同様の意見を出したところ「出来る限り区切りなどの見直しを行った。」との回答がありました。しかしながら、区切られた施策についても、年度ごとに取組む、具体的な予定を記載してください。</p> <p>この間の、新型コロナウイルス感染症による状況を踏まえて、年度単位での修正に迫られる施策もあることを想定し、可能な限り具体的な取組ごとに、期限を明確に設定して記載することが必要と考えます。</p>
2	I（1）①事故の未然防止のための取組 イ．家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	I-2	<p>「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂の支援とその結果の「周知」が重要であると考えます。周知の方法とさらに厳密なKPIの設定が必要です。</p>
3	(1) 消費者の安全の確保 ①事故の未然防止のための取組 エ 子供の不慮の事故を防止するための取組	I-5	<p>「子どもを事故から守る！プロジェクト」がどれだけ促進されたのか、また取り組んだ結果、子どもの不慮の事故がどれだけ減少したのかを評価できる数値等を、KPIや目標に追加してください。</p> <p>子どもを不慮な事故から守るためには家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等と、あらゆる団体が連携しながら取り組みを進めることが重要です。ツイッターや、こども安全メールの登録数だけでなく、「その結果として子どもの不慮の事故がどれだけ減少したのか」が評価指標として重要です。プロジェクトの促進と事故減少が評価できる数値等をKPIや目標に追加してください。</p>
4	(1) 消費者の安全の確保 ④食品の安全性の確保 イ．リスク評価機関としての機能強化	I-42	<p>リスク評価に必要な体制整備等に関する評価ができるように数値等をKPIに追加してください。食品の安全性の確保には、人材・予算等の体制整備・強化といった食品安全行政の強化が必要です。リスク評価に必要な体制整備等に関する評価ができるように数値等をKPIに追加してください。</p>
5	(1) 消費者の安全の確保 ④食品の安全性の確保 イ．リスク評価機関としての	I-44	<p>食品安全委員会が我が国で唯一の、食品安全機関であることを踏まえ、海外のリスク管理機関との連携強化、リスク評価に必要な体制整備を行い、リスク管理機関としての機能の強化を図る。と、あります。令和2年の実績としては、コロナ渦で多くの国際会議が延期となり、</p>

	機能強化		第 89 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議、EFSA と、担当者間のウェブ会議に参加した。と記載されています。合計 2 回の会議開催実績だと思えます。日本が主導し積極的に海外の関連機関との情報交換、国民への情報提供を求めます。
6	I (1) ④ ウ. 食品安全に関するリスク管理	I - 46	食品衛生法の一部改正により 2021 年 6 月から原則全ての食品事業者が HACCP に沿った衛生管理に取組む制度がスタートします。中小事業者への丁寧な指導や運用に配慮しつつ、食品事業者の全てが HACCP 制度を導入しているのか、また運用しているかなどを、今後の取組予定に明記してください。
7	I (1) ④ オ. 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	I - 51	関係府省庁、地方公共団体、消費者団体と連携し、風評被害の払拭に努める。とあります。しかし、目標、定義等、極めて具体性に乏しいものです。福島で生業を立てている生産者（農林水産林業）の状況は、未だ苦しい現状です。この間、政府は福島第一原子力発電所の事故で発生した汚染処理水の海洋放出を決定しましたが、漁業者をはじめ地元関係者の多くが同意しておらず、風評被害への懸念が高まっています。あわせて消費者に対する十分かつ丁寧な説明もなされていません。福島県を中心とした農林水産品の放射性物質に関する消費者の理解を促進するための努力をすすめ、KPI や目標の厳密化、具体化を求めます。
8	I (2) ⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	I - 154	都市ガスについては大手事業者の経過措置料金規制の解除が見込まれています。引き続き事後監視に取り組むとともに、解除後の実態調査を行うなどの施策を記載してください。電気については、2020 年冬季の需給ひっ迫時における価格高騰に関する情報が錯綜するなど、消費者が事業者の選択を誤りかねない状況が発生しました。消費者への情報提供のあり方についての取り組みを記載してください。LP ガスについては、小売適正化ガイドラインの実施から数年を経てもなお、消費者の問い合わせに対し標準的メニュー価格の公表を拒むなど、問題ある事例がみられます。LP ガスの取引適正化について実態を調査し、必要な対策をとるよう記載してください。
9	I (3) ① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	I - 169	来年 4 月から実施される成年年齢の引き下げを前に、若年層の消費者被害を防ぐ対応策が未だ不十分なままとなっています。成年年齢引下げの当事者である、若年者を中心とする層への広報、周知としての SNS (Twitter) 配信やポスターの作成・配布などがありますが、根本的な対処方法についての記載が見受けられません。一過性の取り組みだけではなく、周囲の保護者、その他の人々等への認識も含めて、消費者の理解が深まるよう、成年年齢引下げに伴う消費者教育を定期的におこなうことや、消費者被害を防ぐため必要な法整備を講じるべきです。
10	I (4) ① 消費者団体訴訟制度の推進	I - 191	消費者団体訴訟制度の目的を達成するためには公的な活動を担う適格消費者団体への財政的支援が不可欠です。コロナ禍により、NPO 法人への寄付等が減少しており、適格消費者団体の活動資金が枯渇しています。新たな悪質な商法や、景表法違反（表示違反）なども増加しているため、適格消費者団体の財政を公的に支援できる仕組みを検討、実施してくだ

			さい。
11	Ⅱ（１）①食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	Ⅱ－１	食品リコール情報の報告制度が、過剰な自主回収を誘発することのないよう、正しく理解され適正に実行されるよう進めてください。同じく「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害発生の恐れがなく品質には何の問題もない食品が、むやみに回収され無駄に廃棄されることがないように、各自治体や事業者への情報提供の取組みについても記載してください。
12	Ⅱ（１）②食育の推進	Ⅱ－８	食育において、減塩の取り組みは特に優先度が高いと考えられ、減塩の加工食品を増やし活用するなど、事業者と消費者が一体になって進めることが重要と思われま。第４次食育推進基本計画に基づいて食育を推進するにあたり、国や事業者、消費者が一体的に取り組むことを記載してください。
13	Ⅱ（２）①脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	Ⅱ－１０	日本政府は温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する 2030 年目標を表明しました。目標達成のためには政府がリーダーシップを発揮し、企業が社会的責任を果たすと共に、省エネをはじめ消費者の理解と協力が必要となります。こうした中で脱炭素社会に向けた消費者の認識は、世代ごとにも大きく違いがあります。あらゆる世代が脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルを実践できるよう、学習ツールの整備や、CM などの周知など、啓発について施策を記載してください。
14	Ⅱ（２）環境の保全に資する消費者と事業者の連携・協働 ②海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動の推進	Ⅱ－１３	環境省の取組として、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル）、“プラスチックとの賢い付き合い方”をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じるとあります。多くの消費者はプラスチックをリサイクルしており、分別されたプラスチックの処理に係る費用は自治体にとって大きな負担となっています。例えばプラスチックの容器包材を製造している事業への負担も含めた、プラスチック総量を削減するための法改正を進めるべきです。
15	Ⅲ（１）①デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	Ⅲ－１	国会において全会一致で可決成立された「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」は、法改正の見直しを 3 年目途とされています。今後の取組み予定に法改正の検討について記載してください。また、今後の取組みについては、「デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」報告書において今後の検討課題とされた CtoC 取引や、不正レビュー、ターゲティング広告、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等についても、継続して検討することを記載してください。
16	Ⅲ（１）②「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	Ⅲ－４	行政手続きにおけるデジタル化への対応支援のみならず、日常生活でのデジタル化対応への消費者教育の支援が必要です。特に高齢者のみの世帯や高齢の単身世帯などにおいては、デジタル化に対応している若年層などから学ぶ機会もなく、情報そのものが届かない可能性があります。同時にデジタル化の進行に伴い個人情報の保護に関する対策や配慮が置

			き去りにされることがないよう十分な対応が必要です。デジタル化の消費者教育・普及啓発の推進においては、こうした消費者教育を検討し、施策として記載してください。
17	Ⅲ（１）「新しい生活に関連する様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な課題対応 ③新型コロナウイルス感染症の拡大の緊急時における対応の強化	Ⅲ－６～ ８	消費者庁の令和２年の実績を見ますと、「消費者庁の相談体制の維持・強化」、「不当表示への対応・注意喚起」、「冷静な購買活動等の呼びかけ」、「便乗悪質商法の注意喚起」、「その他・食品表示法に基づく表示基準及び米トレーサビリティ法の、一部の規定について、弾力的な運用をする旨通知した。」とありました。しかし、それぞれの課題に対するKPIについては、具体性に欠け、現実的なものとはなっていません。もっと具体化してください。
18	Ⅲ（１）「新しい生活に関連する様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な課題対応 ⑨特定商取引法の通信販売での不当行為への対応	Ⅲ－１８	特定商取引法・預託法改正案は、通販の詐欺的な定期購入商法への規制強化や販売預託商法の原則禁止が盛り込まれた内容であり、悪質商法への対策強化となるもので、私たち消費者としても大きく期待しています。しかしながら、法定交付書面の電子化を可能とする点に関しては、消費者にとって契約書面の交付は必要かつ重要であること、新たな電子化に対して、不慣れな高齢者被害など、消費者被害を増加させる可能性が極めて高く、この点に関して、改正法案から除外するよう求めます。
19	Ⅲ（３）①越境消費者トラブルへの対応力強化	Ⅲ－４９	海外事業者から購入した商品等でのトラブルは、今後さらに増加すると予想されます。適切な相談対応をするためにも、越境消費者センターの人員を増やすなど、体制整備についても記載してください。
20	Ⅴ（２）①消費者行政体制の更なる整備等	Ⅴ－６	令和２年度実績にある、消費者委員会では、自ら調査審議を行い、「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」を発出し、「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての建議」のフォローアップを実施したとありますが、具体的に何を行ったのか、その取り組みの詳細を記載してください。
21	Ⅴ（３）①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	Ⅴ－２０	消費者庁の令和２年度の「地方消費者行政の現況調査」では消費生活相談員数は昨年より減少しています。定員割れをしている地方公共団体にとって深刻な状況です。喫緊の課題として消費生活相談員の定員割れの原因の把握と改善、そして地方公共団体への支援（強化交付金以外）が必要です。消費生活相談員の定員確保もKPIで定めてください。
22	Ⅴ（３）⑦消費生活相談情報の的確な収集と活用	Ⅴ－３３	令和２年度実績にある、PIO-NET を活用して事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有を推進したとあり、また、PIO-NET の刷新が行われることが今後の取組予定に記載があります。PIO-NET の情報は貴重な社会情勢を示し、地域への注意喚起や啓発のための活用は、より重要な位置づけとなります。そのため、PIO-NET を刷新することによる、消費者被害防止などの効果について、具体的に記載してください。また、令和５年以降の施策について記載してください。

23	VI(1)①「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	VI-2 ~5	<p>目標のところで、①消費者市民社会の認知度の向上を目指す。</p> <p>②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合 50%以上を目指す。③都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業(講座等)の実施割合増を目指す。④消費者教育推進会議において基本方針の検討・議論を行う。</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数の増加、教材等掲載数の拡充を行う。⑥国民生活センターで消費者教育推進のための研修を適切に実施する。と、ありますが、数値目標が掲げられているのは、②だけです。具体的な数値目標を掲げてください。</p>
----	--	------------	--

以上